

平成27年11月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成27年11月4日(水)
- 2 場 所 図書館小会議室
- 3 開始時間 午後2時00分
- 4 終了時間 午後3時25分
- 5 出席者 小西委員長、赤松委員、中原委員、黒木教育長  
その他の出席者  
児玉教育部長、杉元教育総務課長、久保田学校教育課長、船越生涯教育課長、新宮文化財課長、宇都都城島津邸館長、東教育総務課副課長、竹下教育総務課総括主幹

6 会議録署名委員 赤松委員、中原委員

7 開会

○小西委員長

ただいまより、11月定例教育委員会を開催します。今回の火災の件については、特に身近なところで起きましたので、本当に言葉ありませんが、遺族の方はご心痛のことと思います。ご冥福をお祈りいたします。本日は、島津委員が所用のため欠席です。なお、本日の議事の終了時間は、3時20分を予定しています。皆様のご協力をお願いします。

8 前会議録の承認

○小西委員長

前会議録の承認ですが、10月定例教育委員会の会議録につきましては、すでにお手元にお配りしています。修正など改めてございませんか。ご異議がないようですので、前会議録を承認いたします。

9 会議録署名委員の指名

○小西委員長

本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、赤松委員、中原委員をお願いいたします。

10 教育長報告

○教育長

直近のことからお話をさせていただきますが、先ほど委員長のほうからもございました火災でございます。新聞等でかなり詳細はおわかりかと思えますけれども、ここに出ている火災について、教育委員会としては、支援体制ということで、早速、すぐにとりかかります。お手元にありますように、委員会資料回収という資料があるかと思えますけれども、これは、事故の概要がそこにありますように、午前8時半頃に出火をして、コンクリート3階建てのビルが火災に遭いました。そこにありますように、その家の持ち主、居住者であります中村さんの死んだ中村優宇君のお母さんが亡くなり、優宇君が亡くなり、田畑陽仁君、宇都琳舜君が火災に遭って亡くなったと、非常に残念な、痛ましい事故が起きました。まだ原因等についてはわかりませんが、煙にまかれて死亡したということで、田畑君、宇都君は、前日、中村さん宅に宿泊中であつたということでございます。多分、前の日がハロウィンであつたということもあって、多分、夜遅くまで起きていてぐっすり寝込んでいたかも知れません。火元の1階は使っていないということなので、まだ原因はわかりません。3名とも明道小学校の児童さんで、3人とも非常にいい子であつたということで、残念です。中村君には兄弟がなかったのですけれども、田畑君と宇都君には兄弟がいるということでした。葬儀は、田畑さんと宇都さんについては、昨日通夜が行われ、今日、ご葬儀を行なわれたとのこと。中村さんにつきましては、まだ、お母さんと中村君につ

いてのその後の検死が、行われている段階ですが、多分、明日が通夜で、あさってがお葬式ではないかと言われております。

それから、対応につきましては、次の日ですけれども、全校集会が行われて、全校集会については、校長が、全校集会の様子をマスコミに許可をしたと報告がありました。学校側としては、午前中に授業をして、給食後に下校して、下校の際に、保護者の送迎の依頼をしております。下校の、帰るホームルームの間に、お迎えに来られた保護者を集めて、学校側が一応、説明をしております。さらには、カウンセラーに明道小に来校してもらって、保護者への説明のあり方等々についても相談をしております。さらには、一番最後になりますけれども、県教育委員会の飛田教育長から、県としても色々な支援をするので、申し伝えてほしいという支援の約束をさせていただいております。PTSDのこともありますので、今後、県教育委員会も連携しながら、カウンセラー派遣等について対応していきたいと考えているところでございます。

さらに、学校宛てには、児童・生徒の防災に関する指導についてという通達を教育委員会として出させていただきます。とりわけ、これから冬にかけて、火を扱う機会が多くなりますので、火災についてのさらなる子どもたちへの指導をきちんとやるようにということで、発生した際の避難経路の確認でありますとか、児童の命を守ることに必要な資質能力の育成についての指導を徹底するよう、通達をしております。火災が発生した時の対応ということも、そこに3点ほど挙げて、学校に通達をさせていただいたところでございます。

以上のように、非常に痛ましい事件が起きてしまいましたことは、何を言っても残念でなりません。亡くなった方は帰ってこられないで、今後、教育委員会としてはきちんとした子どもたち、さらには兄弟の人もいらっしゃるし、中学校の方もあると思いますけれども、ケアをしながら、子どもの対応をしていきたいと考えているところでございます。この件は以上でございます。

それから、もう1つは、報告という一枚もの中学校海外交流事前調査報告ということで、これは、市長に報告を上げた内容でございますが、平成27年10月20日と21日に、クイーンズランド州のバーベンガリー・ステイツ・セカンダリーカレッジというところに、視察に行っていました。

このセカンダリー・カレッジという言い方は、セカンダリースクールとか、ミドルスクールと言わないのは、中高の学校です。中学校と高校が一緒になっている学校で、バーベンガリーというのは、クイーンズランドのブリスベンから35キロぐらい離れたところにある、非常に田舎の学校なのですけれども、広々とした敷地内に、周りが林の中の広々としたところに、建物がぼつぼつと建っているだけでした。今、1年生と2年生しかいないのです。3年生が入ってきたらまた校舎を建てるということで、どんどん建て増していくというやり方でやっています、ちょうど9月が新学期ですので、新学期が始まったばかりだったのですけれども、日本では考えられないぐらいにすごい設備を持っています。すべての教室に電子黒板がついております。それから、3Dのスキャナーみたいなものもあって、それで3Dの模型を作ることができるような設備も全部整っていますし、実験設備等も非常に充実していて、グローバル化に向けてのこれからの科学的な教育をきちんとやっていくのだということを校長先生がおっしゃっていました。行った時には、州議会の議員さんが2人みえていました。州議会の議員さんも非常に力を入れていただけるのがわかって、そこにありますように、地元選出の州議会の州議会議員さん2名、それから、こういう事業をやるには、EQIといって、クイーンズランド州の州教育委員会に教育研修プログラム担当の部署を通す必要があり、その担当者が1名来ていました。学校施設を見学させていただいて、学校紹介をして、これからの協議をさせていただいたのが1日目です。成田を夜の9時に発って、朝7時にブリスベンに着いて、それから、8時半ぐらいに荷物を取り、そのまますぐ学校に行つての対応だったので、とても大変だったのです。

この事業をやる時の、エージェントの方に空港に迎えに来ていただきました。エージェントがついて来て、学校に案内してくれたのですけれども、そこからは学校とうちとの協議をさせていただきました。これまでは、本市の要望としては、8月上旬に5日間、10人を向こうに派遣したいということでお話をしてあったのですけれども、既に5日間のプランを向こうは作ってしまっていて、それを見せて、この日にこうするとか、全部みせていただきました。活動プランが既にできていたということで、非常に積極的な対応でした。

それから、都城市への派遣については、生徒15人程度で、3人引率者をつけますということでした。できれば、日本に2週間程度いて、都城には3日間ぐらいいるという話なのですが、3つの学校で引き受けてほしいと。つまり、15人だったら、5人、5人、5人ぐらいで3つの学校に引き受けてくれないかというお話があって、それはできるかできないか帰って調べて、また、話をしてお返しさせていただきますということで帰ってきました。2017年、来年度この事業はスタートするわけなのですが、17年以降は、いわゆる隔年で向こうはやりたいということで、日本の場合はどうするかまだわかっていないのですけれども、多分、隔年で交互にやるというのがいいのかもしれませんが、それは、これから判断したいと考えています。

この中学校の特色としては、日本だと英語が第一外国語ですか、この学校の70%の子供が日本語を選択しているのです。日本に対して好意的な印象を持っているようでした。EQIという州の教育省から来られた女の方は、静岡県にALTで来ていたという女の人で、その方は日本語は相当しゃべりません。EQIのスーパーバイザーは、中国系の男の方でしたけれども、この人は英語しかしゃべりませんが、非常にわかりやすい英語をしゃべりますが、ほかのオーストラリア人は全くわからない英語をしゃべります。非常に聞き取りにくかったですね。

ということで、次の下の2のところですが、ここで面白いことがあったのは、ここの校長先生が、自分は土地つきの家を買ったと。そしたら、コアラもついてたという話をされて、コアラの住処に家を建てたらしいのですが、いかにも広大なオーストラリアだと思いました。

次に、EQIですけれども、エージェントの橋渡しということで、学校側と、こちらは教育委員会ですが、向こうの学校との仲介をするエージェントの橋渡し役ということで、中にエージェントが入ります。このエージェントは、毎年、申込みをする必要があるということで、EQIがそれを許可する形になっているのです。形式的なことであるみたいで、もともと、オーストラリアは特別な産業は農業ぐらいしかないのですので、結局、ブリスベン、スタディー・ツアーというのにもすごく力を入れていて、色々なプログラムが走っています。日本人の研修プログラムも多彩で1カ月のものあれば、短期間のもあれば、1年もあれば、半年もある。観光とそれをセットにしてやっております。そのことによって、ブリスベンという町の活性化を図って、教育が一枚からんでいるものに力を注いでいました。ということが、行って見てわかりました。

州の教育省の建物は、すごい立派な高層ビルで7階のところがありました。

それから、池田市長がオーストラリアの大使館に3年いらしたということで、事前に領事館に連絡していただいていて、ブリスベンの領事館に行って、挨拶をしてまいりました。向こうは日本からの留学生を沢山受け入れたいという意向があるみたいでした。そこで色々な話をさせていただきました。そこにあるように、次来る時は、市の観光担当者として来てはどうかとかいうことを言われました。保護者向けのプログラムを組んでみてはどうかとか、色々なことを助言いただきました。ということで、いよいよ来年度からスタートができるかなと思っているところです。以上でございます。

○小西委員長

ありがとうございました。

ただいま2つの報告をいただきましたが、何かお尋ねはありませんでしょうか。

中学生の海外交流事業のそもそもこのバーベンガリー決まったというきっかけは何なのでしょう  
か。

○教育長

それを紹介する場所があるのです。そこに申込みをしていたのです。そこからの紹介で、ご紹介されました。

○小西委員長

それともう一つ、在ブリスベンのところの中の、保護者向けのプログラムが提案されているのですけれども、これは、交流して行かれる生徒さんは保護者との関係はどういう、ちょっと説明がわからなかったのですけれども。

○教育長

保護者については行かないです。こちらがつれて行く時は、学校の教員が2名ぐらい、担当者が1名3名ぐらいついて行く派遣を考えているのですが、大体、半分は自己負担ということになるかと思えますけれども、それもセレクトしていくことになります。それは保護者がついて行く、行かないということは、全然何も考えていません。今は生徒だけを派遣すると考えています。

○小西委員長

できれば、生徒さんを通して、日本の観光につなげたいというような。

○教育長

向こうは観光しか売りが無いのです。ゴールドコーストは40キロぐらいずっと砂浜があって、日本からサーフィンをやりに来ている人たちがいっぱいいるのですけれども、そこは高いビルディングがいっぱい建っていて、シェラトンみたいなホテルもあります。やはり、観光で売りたいというのがかなりあるみたいです。

○小西委員長

そのことは向こうの今後の要望という形で。

○教育長

これは領事館の方がおっしゃったわけで、向こうも日本人を沢山呼びたいという感じがありました。日本の留学生をもう少しふやしてほしいのだけれどもみたいなお話はありました。

○小西委員長

大体理解できました。ありがとうございました。

ほかにありませんでしょうか、お尋ねは、よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

○教育長

あとは、生徒の指導の現状について、11月定例会の資料というので、9月のことが書いてございますが、これもちょっと読んでおいていただければいいかなと思うのですけれども、色々なところに資料が出てしまうとまずいので、そのことだけはよろしくお願ひしたいと思います。

ただ、一つ、いじめのところ、死んでもいいという書き込みがあったということは、色々聞き取りをしましたが、これは一応解決して、現在は何もございません。

もう一つは、いじめではないのですけれども、中学生の暴力行為となっているのですが、今、YouTubeで柔道の技で、ここの首をきゅっと絞めて落とす、柔道では落とすと言いますよね、気絶させる技があります。こういうふう襟をつかんできゅっとやると、受ける側が押し付けられて、一時的に窒息する状態になります。要するに、血液がいかなくなるから、失神しちゃうのです。それを柔道では落と

すとか言うのですけれども、落とす技が流行っていて、実際、起きたのです。

ある中学校で、YouTubeではそういうのが出ているらしいのです。それを見た子どもが、仲間にやったのです。本当に気絶して、大事に至らなかったのだけれども、本当に気絶して、倒れてしまった、頭を打ったのです。机の端か何かで。大事には至らなかったのですけれども、そういうことが流行っているということで、学校側では注意するように申し上げました。

以上でございます。あとは、件数は見ておいていただければいいかなと思います。

交通事故が増えていますけれど。

○教育長

もう一つは、これも見ておいてください。9月議会の報告ということで、どういう案件が出たかということで、詳細は申し上げませんが、目を通していただけると幸いです。

○小西委員長

4人の議員からの内容についても読ませていただきたいと思います。

## 11 議事

○小西委員長

それでは、議事に入ります。本日は、報告が6件と議案が4件で、計10件です。よろしくお願ひします。

○小西委員長

それでは、報告第75号、報告第76号をお願いいたします。

○文化財課長

それでは、文化財課からご報告申し上げます。

報告第75号 平成27年度「いざ！冬の陣～都城跡探検～」開催要項の制定についてのご報告でございます。

別紙をご覧ください。開催要項でございます。

現在、歴史資料館では、築城640年を記念して、築城640年と合併10周年を記念いたしまして、企画展「都城～城の機能とくらし～」展を開催しております。これにあわせて、都城、今まで見学会をやっておりませんでした、これを見ていただくということで計画しております。本丸から西城、狭野神社がございます。そこまでは皆さんご存じなのですが、その先の方、西の方にあります池之上城、そして、中尾城、この2つを、春に子どもたち向けの探検イベントを行いました。その時に、付き添いの方とか、色々な方から大人向けのものはないのかという要望もございまして、それを受けまして、今回、大人向けの見学会をやることにしたものでございます。

開催日時は、12月20日、9時半から12時、所要時間は1時間半程度を計画しております。募集定員は50人。9時15分から9時半の間に受付をいたしまして、この50人を2班ぐらいに分けて、時間をずらして対応したいと考えております。参加料無料、募集対象は一般でございます。

初めに、歴史資料館を見ていただきまして、その後、歩くという形になります。

募集方法等は、そこに書いてありますとおり、広報都城、マスコミ各社への広報になっております。申し込みが12月10日から18日、広報都城が大体回りきった頃からということで考えております。先着順でいたしますので、こういう日程になっております。

この企画によりまして、入館する際の参加者の入館料については無料にしたいと考えております。以上75号の開催要項でございます。

次に、報告第76号 平成27年度古墳探検隊開催要項の制定についてでございます。

これは、平成23年度までは実施しておりましたが、24、25、26年の3年間実施をして

おりませんでした。学校等へ出前授業、それから体験学習会を実施しておりますが、その一環の事業でございます。市内に残る古墳を巡りまして、その古墳について勉強してもらおうというものでございます。コースといたしまして、高城の牧の原古墳群、そして、高崎の都城市内の前方後円墳では一番大きな塚原古墳の1号墳等を見学いたしまして、その後、高城生涯学習センターで、銅鏡のレプリカ作成の体験学習を行います。

都城は普通の円墳のほうが多いのですが、前方後円墳というのは、海岸線に近いところが一番多く存在しております。内陸部に前方後円墳があるというのは非常に珍しいということで、大変特徴を持っているものでございます。それだけ、中央の大和政権とのつながりが深かったのではないかという想像もされております。そういうことも勉強していただきたいということでございます。

これは、年が明けまして1月24日、日曜日の開催でございます。9時半から11時30分まで、9時20分までに高城生涯学習センターに集合、発着が高城生涯学習センターになります。参加料は無料、募集対象が、一応、小学校の5年から6年生と限っております。これは、小学校での歴史の勉強が、大体6年生から始まるということに由来しています。募集定員が20名、応募者多数の場合は抽選をいたします。募集については、広報都城12月号で掲載いたしますが、小学校にはチラシを配付する予定でございます。申し込み方法が、12月28日、年内いっぱいまででございます。応募者多数の場合は、1月になりまして、抽選をいたします。多くの子どもたち、それから、一般の方たちがこの両方のイベントに参加していただければと考えております。そして、都城の歴史、そして、都城の由来というものを少しでも理解していただければと思います。

以上、報告申し上げます。

よろしく願いいたします。

○小西委員長

ありがとうございました。

お尋ねはありませんでしょうか。

この二つの事業は、どちらも雨天も決行なのですね。

○文化財課長

75号の都城跡探検のほうは、ちょっと足元が悪い関係がございまして、少雨の場合はやる予定にしております。ただ、雨が強かったり、雨が続き続いたりしますと、空堀が水がたまったりしますので、空堀のところを歩く関係がございまして、少雨の場合は合羽で決行したいと考えておりますが、ちょっと、雨が続く場合は中止と。また、日を改めて実施をしたいと思っております。

○小西委員長

それはどこかに明示されなくてもよろしいのですか。

○文化財課長

一応、電話で申し込みいただいた時に、お知らせをしようということで考えております。

古墳探検隊のほうは、バスで移動いたしますので、現地で降りて、現地で説明いたしますので、説明はバスの中ですらでもできますから、これは雨でも実施しようと考えております。こちらのバスは、市のマイクロバスを利用いたします。

○小西委員長

ご意見はありませんか。

○中原委員

75号の件ですけれども、募集定員が50名、大人向けということで、駐車場確保というか、一般の来館者との兼ね合いで確保する予定はありますか。50台まるまる来た場合の心配とございますか。

○文化財課長

一応、大手門の前の駐車場とその大手門の横に土地開発公社が持っております空き地があります。こちらのほうを借りまして、職員のほうで駐車場案内、交通整理をしようと考えております。

○小西委員長

すみません。ついでに、大手門の駐車場は大体何台入れるのですか。いつも聞かれたりするのですが、それでも。

○文化財課長

大体17、8台停まれるような区画になっているのですが、結構、利用者以外の車が停まっていたりするものですから、なかなか。ただ、10台ぐらいは停められるようになっております。

○小西委員長

わかりました。

よろしいでしょうか。

それでは、今の2つ、報告第75号と報告第76号を承認させていただきます。

○小西委員長

それでは、報告第77号、議案第47号を都城島津邸館長より説明をお願いいたします。

○都城島津邸館長

まず、報告第77号でございます。

都城島津邸新春イベント開催要項の制定についてご報告申し上げます。

現在、島津邸は、集客のための色々な方策を執行しているところですが、新春に沢山の人の人にお越しいただきたいということで、島津邸の魅力を広く市内外に伝えたいということを目的として、新春イベントを開催します。

開催予定日は、1月9日と1月10日の2日間になりまして、内容としましては、9日、土曜日が、10時から15時まで開館いたします。内容については、津軽三味線の演奏会、それから、お茶会、新春の振る舞い、人力車の体験搭乗を現在計画しております。10日につきましては、10時から15時の予定で、マルシェと通常言っておりますが、雑貨やお弁当等の販売を行いたいと考えております。現在、30店舗を募集しているところでございます。これによって、伝承館及び本宅への入場も期待しているところでございます。

出展料は、都城市使用料条例に基づいて、1店舗当たり1500円プラス消費税になるかと思いますが、こちらを徴収予定でございます。

続きまして、議案第47号でございます。

都城島津邸の正月開館についてでございますが、島津邸条例におきましては、正月の2日、3日は休みとなって、通常4日開館となっているところですが、こちらのほうもより多くの来館者の増加を図るため、それから、毎年なのですが、お正月のツアー客が結構入りますので、こちらの方を入れるためと。あと、都城島津邸をさらに皆さんに知っていただく機会を作るために、2日と3日の両日を開館するというにすることを目的とするための議案でございます。

これにつきましては、先の教育委員会で、皆様方のほうにお知らせしております美術館との合同展、こちらの会期中でもございますので、少しでも多くの方に入っていただくことを目的としているところです。

以上が今回の説明になります。

○小西委員長

ありがとうございました。

それでは、報告第77号、議案第47号について、お尋ねはありませんでしょうか。

○教育長

本宅はお金が要るのだよね。

○島津邸館長

本宅は通常どおり100円必要でございます。

○小西委員長

お茶会は通常何名ぐらいを予定されているのですか。1回の色々な行事で、お茶会がありますけど。

○島津邸館長

トータルでは200名ぐらいかなと考えているところなのですが、これは、本宅に入らないとお茶が飲めませんので、本宅に何人入るかで大分違ってくると思います。だらだらとやっていくことになるかと思えます。

○小西委員長

通して、お茶が大体200名ぐらいの予定ですね。

○島津邸館長

そうですね。

○教育長

新春振る舞いというのは何をやるのですか。

○島津邸館長

これはまだ予定なのですが、ガイドの皆さんが豚汁とおしるこ、もしくは、ぜんざいみたいなもの、あとは甘酒という案が出ているのですが、どれにするかはまだ決定はしていないところですけども、それを同じく200名分ぐらい作ると聞いております。

○小西委員長

観光ガイドの方がボランティアでやっていただくわけですか。

わかりました。

いかがでしょう。

よろしいでしょうか。

それでは、お天気がいいように願って。報告の77号を承認させていただきまして、議案の47号を決定いたします。

○小西委員長

議案第45号を学校教育課長よりご説明いただきたいと思えます。

○学校教育課長

それでは、議案第45号ですが、都城市就学指導委員会委員の委嘱についてということで、今回、都城市就学指導委員会委員に、新たに前任者の方が都合により辞退したいと。都城発達障害者支援センターの日高健司相談員という方なのですが、辞退の申し入れがありましたので、その後任として、弓削真一郎様を委嘱することということです。

この方につきましては、前任者の任期を引き継ぐわけですが、宮崎の発達障害支援センターということで、とりあえず、今年度3月いっぱいまでを委嘱しまして、新年度平成28年度につきましては、都城の発達障害支援センターのほうから再度推薦をいただく予定で考えているところでございます。

以上ですが、よろしくお願ひします。

○小西委員長

それでは、議案第45号についてはいかがでしょうか。



よろしいでしょうか。

ご質問はよろしいでしょうか。

それでは、議案第45号を決定させていただきます。

○小西委員長

報告第78号を学校教育課長よりご報告お願いいたします。

○学校教育課長

報告第78号につきまして、臨時代理した事務の報告及び承認ということで、学校医院の委嘱ということで、上長飯小学校の学校医に原田静代先生にお願いをしておりましたが、10月26日付で辞退の申し出がありまして、新たに、徳留昌幸先生を平成28年の3月31日までの残任期間を委嘱ということで、お願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○小西委員長

それでは、報告についてはいかがでしょうか。お願いします。

○中原委員

原田先生の辞退の理由というのは。

○学校教育課長

担当のほうにちょっと確認したのですが、通常業務が繁雑になってきているということで、申し訳ないがということでした。

○小西委員長

それでは、議案第45号を決定させていただきます、報告第78号を承認させていただきます。

○小西委員長

それでは、生涯学習課長より、報告第74号、議案第46号をご説明いただきます。よろしく申し上げます。

○生涯教育課長

それでは、報告第74号のほうからご説明させていただきます。

平成27年度都城市人権啓発推進大会開催要項の制定について、ご説明いたします。

これは、毎年12月4日から10日までの人権週間にあわせまして、教育委員会と都城市人権啓発推進協議会が主催し、開催するものでありまして、今年度は12月12日、土曜日に開催するものでございます。

この大会では、小・中学生、一般から募集した人権啓発標語の優秀賞表彰と講演会を実施いたします。人権啓発標語につきましては、小学生につきましては、1、2年生の部、3、4年生の部、5、6年生の部の3部門、中学生は学年単位の3部門、これに一般の部を合わせた計7部門について、それぞれ最優秀賞、優秀賞の受賞者を表彰いたします。

なお、表彰作品の選考につきましては、去る10月29日に開催しました人権啓発推進協議会第二回幹事会で最終決定をいただいております。また、講演会につきましては、別紙チラシを添付しておりますけれども、ジャーナリストの江川紹子氏を講師に招き、「混迷する時代を生きる 命の重さ」という演題で講演をお願いしております。

続きまして、議案第46号 都城市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱の一部改正についてご説明いたします。

これは、国が平成19年に策定した放課後子どもプランをより具体的に厚生労働省が所管する放課後児童クラブと文部科学省が所管する放課後子ども教室を一体的に進めるための方策を定めました放課後

子ども総合プランに変更されたことに伴い、従来の都城市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱の一部を改正するものでございます。

変更内容につきましては、別紙新旧対照表のとおりでありますけれども、運営委員会を構成する委員につきましては、第3条第4項に新たに、放課後子ども教室関係者を追加しております。なお、この要項改正は、平成27年4月1日から適用するものでありますけれども、これは現在、福祉部保育課のほうで、この総合プランをもとにした行動計画の策定作業が進められていることから、要綱を制定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○小西委員長

ありがとうございます。

それでは、今の2つの議案についていかがでしょうか。お尋ねはありませんでしょうか。

○教育長

放課後子ども教室は、関係者だけが集まった会議みたいなものは別途あるのですか。

○生涯教育課長

これにつきましては、教室の関係者の会議等が年度当初集まっていたいただきまして、そして、現在、生涯学習課におられます社会教育指導員の先生方にも集まっていたいただきまして、協議の場という意見交換の場を持っております。

○教育長

ということは、委員を選ぶのはその中から推薦してもらえるということですか。

○生涯教育課長

そういうことになります。

基本的には、その中のコーディネーターの方が一番、色々な企画内容とかご存じですので、そういった方が人選の対象になるのかなとは考えております。

○小西委員長

ほかにお尋ねはないでしょうか。

○教育長

具体的な内容はこれから出てくるということでしょうか。

○生涯教育課長

具体的な内容は。

○教育長

先日、教育長会議が、宮崎県内に9つの市の教育長会が都城市であって、グリーンホテルでやったのです。10月29日に行われたのです。そこで、お聞きした時に、宮崎市は、放課後児童クラブは福祉課ではなくて教育委員会のほうにあるのだそうです。一体となって、教育委員会のほうに移っていると言われていました。うちみたいに、二つにまたがって色々なことを調整をする必要がないということを言われておりました。

子ども児童クラブは福祉課なのです。子ども教室は教育課で、厚生労働省と文部科学省の二つから二本立てなものだから、幼稚園とかと一緒にです。色々なことをする時、非常にややこしいことが起きる可能性がありますよね。

○教育総務課総括担当主幹

生涯学習課のほうで一括でして、子ども児童クラブと子ども教室を両方ともやっています。

○教育長

教育委員会で一本化して生涯学習課でやっていて、福祉課と分かれてやっていないということでした。

○小西委員長

今、教育長がおっしゃったことは、随分、前から教育委員会でも出ていました。

○教育長

多分これも、実際に具体的にやるとすると、大変なことになってくる可能性があるのです。今回は、ただ単に、要綱を改正するだけの話ですけれども、具体的なことはもっと先に出てくるから、その時にまた議論しないといけないと思います。

○小西委員長

そういったものは、どちらへ提案するシステムがよくわからないのですが、今のようなご意見は。

○教育長

どうなのでしょう。

○教育部長

こういう話は教育委員会の議題となったのだったら、また、市長との総合教育会議の中で教育委員のほうからご提案をされたら。児童クラブも子ども教室も同じ子どもたちは一緒なので、そこを別にすみわけて部署を分けているのを一本化しましょうというのがポイントでしょうから、できれば部署は一緒のほうが確かに運営上はやりやすいと思います。

○小西委員長

それは、定例教育委員会での意見として、総合教育会議の時に。

○教育部長

そうですね、おっしゃっていただいたほうが。

○小西委員長

それが次回は2月ということでしたから、一つの議題として取りまとめて。

○教育部長

そういうご意見があったということをお話しされてもいいと思います。

○教育長

二つに分かれるとややこしいので。

○小西委員長

なかなか教育委員会でも、よくわからなくて、なかなか段取りがつかなかった問題だと思います。

○中原委員

保育園でやっている学童クラブというのはこども課の管轄ですか。

○教育部長

保育課のほうでやっています。

○教育長

認定こども園はどっちに入っているのですか。文部科学省ですか、厚生労働省ですか。

○教育部長

教育の部分は文部科学省。

○教育長

認定こども園は、保育園と幼稚園が一緒になるわけでしょう。でも管轄は、どっちですか。

○教育部長

幼稚園のほうは基本的には文部科学省です。

○中原委員

ゼロ、1、2歳の部分は、まだ別々で。

○教育長

まだ別々の状態ですか。名前は一緒でも、別々の状態。それもおかしいな。

○中原委員

案内が来る時は内閣府から来ますし、実際の届け出は、今の現状で届け出ます。

○小西委員長

それでは、今の問題は、そのような段取りで、ちょっと前進ということをお願いします。

それでは、要綱についてはいかがでしょうか。

要綱についてのご意見はどうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第74号を承認させていただきまして、それから、議案第46号は、そういう方向でということ決定させていただいてよろしいですね。決定させていただきます。

○小西委員長

それでは、報告第73号、議案第44号を教育総務課長よりお願いいたします。

○教育総務課長

それでは、報告第73号 専決処分した事務、教育委員会名義後援についてご説明いたします。

開けていただいて、10月2日から10月19日に申請がありました8件の名義後援を承認しておりますことを報告いたします。

続きまして、議案第44号 都城市教育委員会プロポーザル方式実施要綱の一部改正についてご説明いたします。

開けていただきまして、教育委員会において、プロポーザル方式実施要綱を制定しております。その方法について、その詳細につきましては、都城市プロポーザル方式等実施要綱の例と同じと取り扱っております。市のこの実施要綱が、平成24年度に全部改正されたため、要綱の名称及び告示の年度、告示番号を改めるものです。

本年度教育委員会において、このプロポーザル方式により、都城教育の日のポスター、チラシ、パンフレットの業者決定、さらに、シンボルマークのデザイン化の業者決定を行ったところでございます。

10月の定例教育委員会におきまして、委員の皆様のご指摘により、シンボルマークの最優秀賞等の決定のデザインについて、類似する他のデザインがないかの調査を行うべきであるというご意見をいただきまして、調査をいたしました。

調査の方法といたしましては、インターネットを活用いたしまして、全体的な形、そして、素材として取り扱われているもの、例えば、山だとか、花だとか、人の顔だとか、虹、エンピツ等のキーワードをもとにして検索いたしました。審査委員長、副委員長の意見もお伺いしまして、類似するものはないと判断したところでございます。それで、先月提案いたしましたシンボルマーク最優秀賞を、この度、デザイン化するという事で業者のほうは決定いたしました。さらにまたこれが、発表された後に、デザインに対する問い合わせ等があった場合は、前回もお答えしたように、教育委員会教育総務課で対応したいと考えております。

以上、説明のほうを終わりたいと思います。

○小西委員長

ありがとうございました。

お尋ねはありませんか。

すみません、この議題第44号なのですが、そもそもプロポーザル方式というのは、簡単に説明するとどうふうに言えばよろしいのでしょうか。

○教育総務課長

教育委員会の要綱は市の例によるということで、変わっているのですけれども、市のプロポーザル方式の要綱が次のページから資料としてつけてあります。通常は、入札等は、入札価格等が比較の対象となっていて、委託業者を決定するというのが原則なのですが、プロポーザル方式をとったほうが良いと思われるもの、提案だったり、企画だったり、そういう形のもの、金額だけではなくて、内容を審査することによって、決定するという方式です。

○小西委員長

ということは、ここの優先交渉者というのはイコールでよろしいのですか。

○教育総務課長

優先交渉者をプロポーザル方式で決定するということです。

○小西委員長

この文章で第一条を読むと、優先交渉者と優先的に交渉することがプロポーザル方式と理解するので、そもそも、優先交渉者と交渉するのをプロポーザル方式という、そのプロポーザル方式という中身は、いわゆる言葉の訳が。

○教育長

3のところがそれにあたる。

○小西委員長

優先交渉者と言ってもよろしいのですか、最終的に、このプロポーザル方式は、優先交渉者と交渉するプロポーザル方式となっているから。

○教育総務課副課長

プロポーザル方式で優先交渉者を決定する。色々な業者さんから提案を受けて、その内容と金額を勘案しまして、その中で、その方と将来契約をしたいということで優先交渉者を決める。その方を選ぶのがプロポーザルになるわけです。優先交渉者も結局、最終的には契約の相手方になります。だから、通常だと入札でお金だけで、契約者を決定しますが、そこを企画とか、デザインとか、お金だけでは測れないものについて、提案とか、それから、デザインを見せていただいて、その内容を検討しまして、この業者、事業者と契約したいとか、お金はこれで予算の中に入っているとか、そういったものでトータルで考えて優先交渉者を決めて、その方と契約をするというのがプロポーザル方式です。

○小西委員長

プロポーザル方式の内容はわかったのですが、この第1条を読むと、ちょっとそういうふうな理解が難しいですね。

優先交渉者を価格とかそういう、いわゆる一般の入札方式ではなくて、優先交渉者を選ぶのがプロポーザル方式ですね。

○教育長

プロポーザル方式によって優先交渉者を設定しとか書いてあればわかるのだけれども、逆に書いてあるから。

○小西委員長

意味がわかりましたので、ありがとうございます。

ほかには。

○赤松委員

教育委員会が所管する事業等で、この方式で決定されている事業等は年間どのくらいあるのですか。

○教育総務課長

今回は教育総務課で、こういう形で教育総務課が決定することはほとんどないのですが、島津邸、美術館、そういうポスター、チラシを通常的に作っているところは、金額だけではなくて、その企画、デザインを中心にやっておりますので、教育委員会の中では、話としては直接は出てこないです。そのもののポスターが出てくるだけですので、その業者を決定する際はこの方式をとっております。

○教育長

一文の中に全部書いてあるからわかりにくい。例えば、優先交渉者をまず決定するのがプロポーザル方式であるというふうに、そして、その方とさらに契約をこの場合進めていく時には必要事項を定めていくというふうにしないと、わかりにくいですね。

○教育総務課副課長

それは、市長部局の要綱になっていて。

○教育長

だから、市長部局の要綱が、ここではしようがないのですけれども、条文としては非常にわかりにくいですね。

○小西委員長

聞かれた時に説明ができればいいと思いますので、わかりました。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょう。

よろしいでしょうか、ご質問は。

それでは、報告第73号を承認させていただきまして、議案第44号を決定させていただきます。

## 12 その他

○12月定例教育委員会日程について

日程 平成27年11月18日(水) 13:30から

会場 南別館4階研修室

○1月定例教育委員会日程について

日程 平成28年1月6日(水) 13:30から

会場 南別館4階研修室

○2月定例教育委員会日程について

日程 平成28年2月18日(木) 13:30から

会場 南別館4階第1会議室

以上で、11月の定例教育委員会を終了いたします。